

各 位

会 社 名 オンキヨー株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 大朧宗徳
(J A S D A Q ・ コード 6 6 2 8)
問 合 せ 先
役 職 ・ 氏 名 代表取締役副社長 中野 宏
電 話 0 6 - 6 2 2 6 - 7 3 4 3

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年5月27日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成27年6月23日開催予定の第5回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

(1) 将来の事業拡大を見据え、資金調達を機動的に行うことができる状態を維持するとともに、現存する新株予約権および新株予約権付社債が今後行使および転換された場合の新株式発行に備えるために、現行定款第6条（発行可能株式総数）について、発行可能株式総数を現行の10,000万株から15,000万株に変更するものであります。

(2) 当社定款におきましては社外取締役および社外監査役が期待された役割を十分に発揮できるように第30条（取締役の責任免除）および第39条（監査役の責任免除）を規定しております。

平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）において、責任限定契約を締結できる取締役および監査役の範囲が拡大されたことに伴い、業務執行を行わない取締役および社外監査役でない監査役についても期待された役割を十分に発揮できるよう現行定款第30条第2項および第39条第2項の規定を変更するものであります。

なお、定款第30条第2項の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 定款変更の内容

（下線は変更部分を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第5条（条文省略）	第1条～第5条（現行どおり）
（発行可能株式総数） 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>10,000万株</u> とする。	（発行可能株式総数） 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>15,000万株</u> とする。
第7条～第29条（条文省略）	第7条～第29条（現行どおり）

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の責任免除) 第30条 (条文省略) 2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、</u>任務を怠ったことによる損害賠償責任に関し、法令が規定する額を限度とする契約を締結することができる。</p> <p>第31条～第38条 (条文省略)</p> <p>(監査役の責任免除) 第39条 (条文省略) 2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役との間に、</u>任務を怠ったことによる損害賠償責任に関し、法令が規定する額を限度とする契約を締結することができる。</p> <p>第40条～第45条 (条文省略)</p>	<p>(取締役の責任免除) 第30条 (現行どおり) 2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等である者を除く。)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任に関し、法令が規定する額を限度とする契約を締結することができる。</p> <p>第31条～第38条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の責任免除) 第39条 (現行どおり) 2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役との間に、</u>任務を怠ったことによる損害賠償責任に関し、法令が規定する額を限度とする契約を締結することができる。</p> <p>第40条～第45条 (現行どおり)</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 27 年 6 月 23 日 (予定)
定款変更の効力発生日 平成 27 年 6 月 23 日 (予定)

以 上